

# 県感染症予防計画に基づく 取組状況について

# 県感染症予防計画の概要

- 新型コロナへの対応を踏まえ、感染症予防計画を改定（令和6年4月1日施行）。
- 計画に基づき、新興感染症(\*)に備えた体制整備をはじめとした感染症への対応力強化に向けて、総合的な対策を推進する。

計画の位置づけ	感染症法第10条の規定に基づく『感染症の予防のための施策の実施に関する計画』（法定計画）。
計画期間	6年
改定の概要	①新たな感染症が発生・まん延した際の病床の確保等に係る <u>数値目標を設定</u> ②数値目標を担保するため、医療機関等と平時からその機能や役割に応じた <u>協定を締結</u> ③ <b>感染症対策連携協議会において進捗確認等を実施</b>
主な体制整備 (目標設定項目)	新興感染症対応に係る (1) 医療提供体制、(2) 検査体制、(3) 宿泊療養体制、 (4) 保健所の体制の整備、(5) 人材の養成・資質の向上 など

(\*)新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を基本とする。

# (1) 医療提供体制の確保

## ● 医療措置協定の締結状況（令和7年12月1日時点）

	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所	計
協定締結施設数	1,601	2,160	327	4,088

## ● 医療措置協定の内容

医療措置の種類	区分	措置の内容
①病床確保	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等を <b>入院</b> させ、必要な医療を提供する。
②発熱外来	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等の <b>疑似症患者等の診療</b> を行う。
③自宅療養者等への医療の提供	病院・診療所	居宅又は高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症等に対し医療（ <b>電話/オンライン診療</b> 又は <b>往診</b> 等）を提供する。
	薬局	居宅又は高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症等に対し医療（ <b>オンライン服薬指導</b> 又は <b>訪問しての服薬指導、薬剤の配送</b> 等）を提供する。
	訪問看護事業所	居宅又は高齢者施設等で療養する新型インフルエンザ等感染症等に対し医療（ <b>訪問看護</b> 等）を提供する。
④後方支援	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等 <b>以外の患者</b> 又は <b>回復患者</b> （新型インフルエンザ等感染症等からの回復後に入院が必要な患者） <b>に対し医療を提供</b> する。
⑤人材派遣	病院・診療所	新型インフルエンザ等感染症等に対応する <b>医療従事者</b> を確保し、医療機関その他の機関に <b>派遣</b> する。

## ● 数値目標と目標達成状況（令和7年12月1日時点）

項目(*1)		目標	確保数(*2)	目標の達成率	参考(R6.12との比較)
①病床確保	流行初期	640床	1,128床 【925床】	(176%)	1,105床 (↑)
	流行初期以降	1,400床	1,483床	(106%)	1,470床 (↑)
②発熱外来	流行初期	460機関	1,392機関 【624機関】	(303%)	1,331機関 (↑)
	流行初期以降	1,500機関	1,485機関	(99%)	1,425機関 (↑)
③自宅療養者等への医療の提供 (流行初期以降)	病院・診療所	960機関	923機関	(96%)	880機関 (↑)
	薬局	1,620機関	2,160機関	(133%)	2,116機関 (↑)
	訪問看護事業所	260機関	327機関	(126%)	327機関 (→)
④後方支援（流行初期以降）		130機関	145機関	(112%)	141機関 (↑)
⑤医療人材の確保数 (流行初期以降)	医師	50人	114人	(228%)	100人 (↑)
	看護師	100人	143人	(143%)	130人 (↑)
個人防護具の備蓄 (協定締結医療機関(病・診・訪看)のうち、当該施設の使用量2か月分以上に当たる個人防護具の備蓄を行う機関の割合)		8割以上	7.8割	(98%)	7.8割 (→)

(\*1) 医療措置協定における流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3カ月程度を、流行初期以降とは、その後3ヶ月程度の期間を指す。

(\*2) 【】内は流行初期医療確保措置の対象となる病床数・医療機関数

- ・ 病床確保等の多くの項目で、目標値を上回る体制を確保している。
- ・ 目標値を下回っている項目については、引き続き確保に努めていく。

## ● 協定締結医療機関に対する支援

### ➤ 新興感染症対応体制確保・強化事業

新興感染症の発生・まん延時に、協定に基づく対応（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供）を適切に実施できるよう、協定締結医療機関が行う施設・設備整備への助成を行う。

区分	メニュー	補助率
施設整備	病室の感染対策に係る整備（個室整備等）	2/3
	病棟等の感染対策に係る整備（多床室の個室化・ゾーニング等）、個人防護具保管施設の整備	10/10
設備整備	簡易陰圧装置、検査機器、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機	10/10

### 令和6年度の補助金交付実績

- ・ 施設整備： 18機関（病室4機関、病棟1機関、個人防護具保管施設16機関）
- ・ 設備整備： 130機関（簡易陰圧装置11機関、検査機器72機関、簡易ベッド11機関、空気清浄機72機関）

・ 令和7年度事業では、施設整備 10機関及び設備整備 130機関からの交付申請を受け付けた。

## (2) 検査体制の確保

### ● 数値目標と目標達成状況（令和7年12月1日時点）

- ・ 民間検査機関 8社と協定を締結。
  - ・ 医療機関については、医療措置協定に検査措置協定を兼ねて締結（391機関）。
- （単位：件/日）

対応時期(*)	目標	検査実施能力	(内訳)			参考(R6.12との比較)
			衛生研究所等	民間検査機関	医療機関	
流行初期	5,000	10,522	1,200	3,130	6,192	9,309 (↑)
流行初期以降	14,000	17,489	1,200	8,600	7,689	15,957(↑)

対応時期(*)	目標	衛生研究所等の検査機器の数
流行初期/流行初期以降	23台	23台

(\*)検査等措置協定における流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1カ月程度を、流行初期以降とは、その後5ヶ月程度の期間を指す。

・ 流行初期・流行初期以降ともに、目標値を上回る体制を確保している。

# (3) 宿泊療養体制の確保

- 数値目標と目標達成状況（令和7年12月1日時点）

- ・ 宿泊施設15施設と協定を締結。

(単位：室)

対応時期(*)	目標	確保居室数	参考(R6.12との比較)
流行初期	730	3,034	3,034(→)
流行初期以降	2,290	3,197	3,197(→)

(\*)検査等措置協定における流行初期とは、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1カ月程度を、流行初期以降とは、その後5ヶ月程度の期間を指す。

- ・ 流行初期・流行初期以降ともに、目標値を上回る体制を確保している。

# (4) 保健所体制の整備と有事に備えた人材育成等

## ● 保健所体制の整備

- 各保健所において、感染症指定医療機関等と連携して感染症の発生等を想定した訓練や、防護具の着脱訓練等を実施。
- 計画において、流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する保健所の人員を確保することとしており、感染症発生時において速やかに体制を切り替えることができるよう、応援職員を対象とした研修会を実施（集合／オンライン）。
- 感染症など健康危機発生時に保健所業務を支援する『IHEAT要員』の確保・育成を目的に、研修会を実施（オンライン研修、保健所での合同訓練等）。



● 保健所体制に係る数値目標と目標達成状況

項目	目標（確保数）
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	1,342人

項目	目標	結果（令和7年12月1日時点）
保健所において感染症有事体制の構成人員全員を対象とした研修・訓練の実施	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県13保健所 全てで実施</li> <li>・ 県応援職員を対象に研修会の実施（集合：R7.9.4/オンライン：随時）</li> <li>・ 保健所設置市については、各市の資料参照</li> </ul>

項目	目標	確保数（令和6年度末(※)）	参考（R6.12との比較）
即応可能なIHEAT要員の確保数（過去1年以内のIHEAT研修受講者数）	120人	45人	40人(↑)

(※) 令和6年度は目標設定初年度のため、R6.12月時点の確保数を協議会資料に示したが、国「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」を踏まえ、令和7年度以降は年度末時点における確保数で目標達成状況を確認していく。

項目	目標	結果（令和7年12月1日時点）
主に感染症対策を行う部署に従事する県等職員を対象とした研修・訓練の実施	年1回以上	県及び保健所設置市において実施

・ 新たな感染症の発生に備え、保健所の有事体制を想定し準備しておくとともに、研修・訓練を継続して実施していく。

## ● 協定締結医療機関を対象とした研修・訓練

- 新興感染症が発生した際に、速やかに医療提供体制を構築できるよう、協定締結医療機関に対しては、感染症対策の研修・訓練の実施を求めていることから、各関係団体の協力のもと、協定締結医療機関の研修・訓練等を支援。

種別	研修・訓練実施
医療機関	県医師会に委託しR6年度に研修動画を作成、県HPにて配信中。
訪問看護事業所	県看護協会に委託しR6年度に研修動画を作成、県HPにて配信中。 またR7年度も県看護協会において集合研修を実施予定。
薬局	県薬剤師会において、公益社団法人日本薬剤師会作成の「感染症対策に関する研修プログラム」を同会HPで受講できるよう整備。

## ● 協定締結医療機関を対象とした研修・訓練に係る数値目標

項目	目標	結果（令和7年10月1日時点(※)）
協定締結医療機関（人材派遣）において年1回以上研修・訓練の実施又は参加した割合	10割	8.3割

(※) 令和7年10月1日時点で県と協定を締結している医療機関を対象に、令和6年10月～令和7年9月末までの研修・訓練の実施状況を初めて調査した。今後も年1回、実施状況の調査を継続していくが、実施率が年々落ち込んでいかないか懸念される。

新興感染症の発生に備え、研修等の実施率が下がらないようにするためには、どのような対策が考えられるか。